

調査票2 令和5年度取組事業記入表(協働)

資料4

No.	担当課	事業名	事業概要	自治基本条例該当条文	協働のパートナー名	①行政(県・他市町村等)	②NPO法人	③法人外NPO(市民活動団体等)	④地縁組織(自治会、老人会、PTA等)	⑤企業・大学等	⑥社団財団系	⑦複合体(実行委員会、ネットワーク組織等)	⑧個人のボランティア(①～⑦に属さないもの等)	協働の形態	協働における課題・評価等	令和6年度の実施(予定)	令和6年度に実施しない理由
1	地域医療課	災害等に対応できる市内医療体制の構築	大規模災害時及び新興感染症流行時において、医療・介護事業所共にサービス提供体制の継続を進めるために、訪問看護ステーション、病院、診療所、薬局などの事業所間の連携を目的とする連携型BCP及び地域全体で限られる医療資源を有効活用するための地域BCPIに取り組む。	第5条(参画と協働の原則)	奈良県、事業者、関係団体	○				○	○			【協働】情報提供・情報交換による協働	引き続き、県や医師会や介護事業所等、関係団体の参画により事業を進めます。	①実施予定	
2	消費生活センター	消費者トラブルの未然防止	高齢者をはじめ認知症患者や障がい者など、生活上特に配慮を要する消費者の消費者被害の未然防止のために、生駒市消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)を設置し、地域全体での見守り活動を推進する。また、若年層を中心に、広く市民を対象として、消費者被害の啓発チラシ及び訪問販売お断りステッカーの配布や、消費者教育のための講演会を実施し、賢い消費者の育成を推進します。	第50条(他自治体住民との連携)	民生児童委員				○			○		【協働】情報提供・情報交換による協働	ネットワークの構成機関であると言認識が無いため、有効に活用できていない。	①実施予定	
3	図書館	市史編さん事業	地方史の一つとなる生駒市の歴史書籍を専門家と団体、ボランティアの力を活かして編さんすることにより、みんなで生駒の歴史を学び、生駒の未来について考える機会となる。多数の専門家が数年間生駒市域を調査研究した研究成果を市民に還元することによって、市民の郷土学習を牽引することになる。	第4条(情報共有及び公開)	学識経験者・生駒市史編さんボランティア								○	【協働】事業協力による協働	令和5年度は次年度発刊の史料集の編集作業や各種調査・会議を通年で実施。その他、市民に研究成果を還元する場として講演会なども実施した。	①実施予定	
4	人権施策課	多文化共生事業の推進	令和5年10月末現在で生駒市の外国籍市民は過去最多となっており、本市の多文化共生事業について更なる取組を進める。 ①国際交流事業▶いこま国際Friendshipフェスタ ②各種多文化共生事業▶市民交流(講座・講演会等)▶教育連携(出前授業等)▶市民協働(日本語教室、地域での国際交流の推進等) ③行政サービス((多言語通訳システムの導入、職員向け災害時外国人支援研修)	第53条(国際交流及び多文化共生)	・奈良先端大(包括連携協定) ・NPO法人いこま国際交流協会 ・個人ボランティア(国際化ボランティア、日本語学習支援ボランティア)		○			○			○	【協働】事業協力による協働	地域課題(集住地域と散在地域)の把握とキーパーソンの発掘が課題	①実施予定	
5	男女共同参画プラザ	男女ともに働きやすい職場等への意識改革	世界経済フォーラムが出している「ジェンダー・ギャップ指数」の日本の順位を押し下げている要因(政治・経済)について学び、解消していくにはどうすればよいかを考えることにより、女性だけでなく男性にも働きやすい職場環境を創出し、イクボス宣言を行う事業者を増やす。 ①市内事業者へ向けた「健康経営」に関する研修を行うとともに、事業所間の交流をすることにより、事業者の意識改革の取組を実状に合わせて行う。 ②市職員の女性管理職や係長級への積極的登用を進めるとともに、市の附属機関等の女性委員の割合を増やし、市内事業所へ女性管理職登用への取組を広げる。 ③男女とも育児休業を取りやすい職場環境にするため、休業中の代替職員雇用のための賞金の一部を助成する仕組みをつくる。	第51条(近隣自治体との連携)	市・事業者	○				○				【協働】事業協力による協働	生駒市男女共同参画行動計画(第4次)に基づき実施していく必要がある。	①実施予定	
6	幼保こども園課	幼稚園コミュニティ・スクールの充実	▶市立幼稚園のコミュニティ・スクールにおいて、園と保護者、地域コミュニティが連携してこどものための取組を進める。 ▶現在、なばた幼稚園・依口幼稚園にコミュニティ・スクールを設置しているが、園児数の減少が著しいあすか幼稚園においても設置する。 ▶その他の園においても、園児数やニーズに応じて、コミュニティ・スクール設置数を増やしていく。	第50条(他自治体住民との連携)	④地縁組織(自治会、老人会、PTA等小学校区)	○		○						【協働】事業協力による協働	地域の方が保育に関わってくださることで、園児は様々な経験や体験をすることができた。	①実施予定	
7	福祉政策課	生活困窮子育て世帯への食料品等の配布	生活困窮子育て世帯(児童扶養手当対象世帯 約650世帯を想定)のうち希望世帯に対し、食料品や文房具など寄付等で寄せられた物品を定期的に届け、困窮世帯への直接支援及び子育て世帯の見守りを行うもの。現在、社会福祉協議会が、市のフードドライブ、県社協や、フードバンク奈良からの提供物、企業・事業所からの寄付などの食料品等を生活困窮子育て世帯に配布する事業を定期的に行っているが、利用世帯が少ないことや、作業場所、人員、配布方法などの課題を抱えていることから、これらの課題解決を支援することで、より多くの生活困窮子育て世帯に食料品等を届け、併せて世帯の見守り活動を行う。	第6条(人権の尊重)	生駒市社会福祉協議会						○			【協働】事業協力による協働	安定的な支援物資の確保	①実施予定	
8	消防署	大規模災害時の防災(減災)への取組	大規模地震発生時に市民が自発的に行動し、自助・共助・公助のバランスのとれた防災体制を整える。	第27条(危機管理)	自主防災会 消防団				○				○	【協働】事業協力による協働	主体的に自主防災訓練に参加され、地域防災力の向上が認められる。しかし、市民の高齢化が見られ若い世代の方の参加が少ないと感じられる。	①実施予定	
9	SDGs推進課	地域脱炭素移行・再エネ推進事業	脱炭素先行地域を対象とする施策を展開することで、既存住宅地を脱炭素化するモデル地区を創出し、市内外への波及を目指す。 【脱炭素先行地域】 (施設群)公共施設及び自治会集会所など、(住生活エリア)公募により選定した自治会 【取組の全体像】 太陽光発電、蓄電池等の設備導入を行い、いこま市民パワー(株)を核とするエネルギーの地産地消を促進するとともに、地域コミュニティの活性化を通じた既存住宅地の脱炭素化を目指す。	第18条(まちづくり参画における市の責務)	いこま市民パワーTJグループホールディングス 奈良先端科学技術大学院大学 市民エネルギー生駒 萩の台住宅地自治会 ひかりが丘自治会				○	○			【協働】事業協力による協働	令和6年3月にSPCを設立し、再エネを導入する体制を構築した。当初計画より、進捗が遅れており、事業計画を着実に推進していくことが必要。	①実施予定		

No.	担当課	事業名	事業概要	自治基本条例該当条文	協働のパートナー名	①行政(県・他市町村等)	②NPO法人	③法人外NPO(市民活動団体等)	④地縁組織(自治会、老人会、PTA等)	⑤企業・大学等	⑥社団財団系	⑦複合体(実行委員会、ネットワーク組織等)	⑧個人のボランティア(①～⑦に属さないもの等)	協働の形態	協働における課題・評価等	令和6年度の実施(予定)	令和6年度に実施しない理由
10	SDGs推進課	包括連携協定	まちづくりの幅広い分野で企業や大学等と連携する枠組み(計7団体)。締結済み団体との意見交換や連携(事業実施は各所管課)を実施	第18条(まちづくり参画における市の責務)	近鉄グループホールディングス、奈良先端科学技術大学院大学、市内郵便局、セブンイレブン・ジャパン、モンペル、南都銀行、近畿大学					○				【協働】事業協力による協働	令和5年度は新たに近鉄グループホールディングスとの包括連携協定を締結するとともに、既存の締結先、特に奈良先端科学技術大学院大学との連携を強化した。(特定分野での協定は各課)	①実施予定	
11	SDGs推進課	生駒市協創対話窓口	公民連携により、民間の資金や活力、アイデアを活用した質の高い公共サービスを提供するための提案制度。令和2年3月に設置・運用を開始し、民間事業者等からの提案受付・担当課決定、連携の伴走支援等を実施	第18条(まちづくり参画における市の責務)	民間事業者					○				【協働】事業協力による協働	令和4年に続き、20件以上の提案を集め、約4割の事業実現に繋がった。社会課題解決や新たな価値創出を果たしている。	①実施予定	
12	事業計画課	南生駒駅周辺バリアフリー整備事業	令和2年度に「生駒市バリアフリー基本構想」、令和3年度に「生駒市バリアフリー特定事業計画」を策定し、令和4年度から同計画に基づき、整備事業を実施している。 令和5年度は同計画におけるメイン事業でもある近鉄南生駒駅に整備予定の跨線横断歩道橋の詳細設計業務を進めるとともに、令和6年3月には生駒市バリアフリー基本構想推進協議会で事業の進捗状況を共有した。	第18条(まちづくり参画における市の責務)	奈良県 近畿日本鉄道株					○				【協働】事業協力による協働	跨線横断歩道橋の事業にあたっては、整備後の利用動線や施工時期等に配慮する必要があるため、鉄道駅のバリアフリー事業の事業者である鉄道事業者と協議、調整が必要。	①実施予定	
13	住宅課	ニュータウン再生・再編事業	市内24地区のニュータウンのうち、令和5年時点で16地区が入居開始から40年を経過している。ニュータウンは、開発時に同世代が一斉に入居するという特徴があり、高齢化の進行や空き家の増加が同時多発的に発生する恐れがある。 このことから、空き家率や高齢化率等が高い住宅地等を対象に、当該住宅地への転入や定住を促進し、まちとしての新陳代謝を高めるため、住宅の売却・賃貸化や空き家・住まいの使われていないスペース等の有効活用等を支援する。	第5条(参画と協働の原則)	自治会、市民				○				○	【協働】事業協力による協働	ガレージマーケットを2回開催	①実施予定	
14	住宅課	都市イメージ形成事業	プロモーションサイト・SNS「グッドサイクルいこま」を中心に、市民PRチーム「いこまち宣伝部」と協働した情報発信を行う。また、いこまち宣伝部やいこまちマーケット部を通じて、事業参加者の地域に関わる意欲(推奨・参画・感謝)の向上を図る。	第41条(市民自治に関する市民の役割)	市民PRチーム「いこまち宣伝部」 いこまちマーケット部								○	【協働】事業協力による協働	・いこまち宣伝部による情報発信や、いこまちマーケットの開催により、生駒の多様な魅力を多くの人に届けている。 ・市SNSや市プロモーションサイトでいこまち宣伝部による記事を200件以上発信。 ・いこまちマーケットを開催し、21店舗が出店し、1500人以上が来場した。 ・いこまち宣伝部の部員や、いこまちマーケット参加者(部員・出店者・来場者)の推奨意欲・参画意欲・感謝意欲を向上させた。	①実施予定	
15	地域コミュニティ推進課	複合型コミュニティ「まちのえき」づくり	集会所や公園などの歩いて行ける範囲の拠点において、新たに場づくり活動を行う市民活動団体(自治会等)に対して補助金を交付することにより、活動のスタートアップ支援及び継続的な伴走支援を行う。	第41条(市民自治に関する市民の役割)	自治会				○					【協働】事業の企画・実施過程における協働	地域の担い手不足や資金面の課題等により、新たに複合型コミュニティ「まちのえき」づくりに取り組む余力がある自治会に限られる。	①実施予定	
16	市民活動推進センター	市民活動創発プラットフォーム「BASE生駒」	新たなアイデアを持った市民がそのアイデアを実践に移すために、「知る・共感する・動く・集まる・シェアする機会」を創出する。本事業に関わった市民が考える「やってみたい事」を、ららポートと多様な市民が協力して伴走支援を行い実践する。	第9条(まちづくり参画における市民の責務)	市民・登録団体・個人ボランティア・NPO法人・公益財団法人・大学教授等					○			○	【協働】事業の企画・実施過程における協働	交流会や講座参加者によって継続的な事業が生まれ、市民活動推進センターが、登録団体以外の相談ができる施設であるという周知につながった。(講座・交流会12回 145人参加、市民プロジェクト10回) 当初ターゲットにしていた働き盛り世代の参加は20%程度にとどまり、新しい地域層の参画を促せず、地域課題の解決や新しい魅力の創出につながる公益的な市民活動が生まれていない。	②実施しない	今後は、既存の活動者とのネットワーク構築にも連携させた連続講座を実施し、講座修了生に補助金事業を案内するなど、事業に連続性を持たせ市民活動の支援を行っていく。

No.	担当課	事業名	事業概要	自治基本条例該当条文	協働のパートナー名	①行政(県・他市町村等)	②NPO法人	③法人外NPO(市民活動団体等)	④地縁組織(自治会、老人会、PTA等)	⑤企業・大学等	⑥社団財団系	⑦複合体(実行委員会、ネットワーク組織等)	⑧個人のボランティア(①～⑦に属さないもの等)	協働の形態	協働における課題・評価等	令和6年度の実施(予定)	令和6年度に実施しない理由
17	生涯学習課	学びと活躍推進事業	◇「iSchool」の展開 主に働き盛り世代を対象に、人生の選択肢を増やし、ウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に良好な状態)に生きるための知恵・スキル・つながり等を育む学びの場「iSchool」を展開する。 ▶多様な講座:社会や地域課題、市民ニーズを踏まえた多様なテーマで、市民協働や他課との連携により企画・運営する。(20講座程度) ▶ポータルサイトの一部リニューアル:「iSchool for kids」のページを追加し、こどもたちを育む学びの場をつくる。 ◇インクルーシブアートワークショップ:世代や障がいの有無等を越えてアート作品の制作に挑戦するアートプロジェクト。全3回。	第5条(参画と協働の原則)	市民		○	○		○			○	【協働】事業の企画・実施過程における協働	令和4年度から開始した事業であり、これまで2年あまり市民の企画を中心として大学やNPO、他課との連携によるさまざまな講座をおこなってきた。市民の人生の選択肢を増やすために学びを身につけ、行動するきっかけの場として定着している。(令和5年度:講座23回)主に働き盛り世代を対象におこなっているが、今後は世代にとらわれることなく、市民のニーズを的確に把握した講座を展開していくことでさらなる集客につなげていきたい。	①実施予定	
18	図書館	まちづくりの拠点としての図書館づくり	これまで培ってきた市民や行政、民間事業者との協働のノウハウを活かしながら、図書館運営や各種サービス、イベント等の事業を行い、まちづくりの拠点としての図書館を目指す。	第41条(市民自治に関する市民の役割)	市民 生駒おはなしの会 生駒市子どもの本連絡協議会 生駒ビブリオ倶楽部 生駒市声のボランティア 中地区健康まちづくり協議会			○	○			○	○	【協働】事業の企画・実施過程における協働	図書館でのおはなし会、絵本の会などの他、託児事業なども行い、生駒の親子の読書推進につなげることができた。また、知的障がい者を対象に、図書館の利用や読書サポートを実施したり、高齢者に本を通じて心と体の健康を維持してもらえよう、朝活読得会を開催し、参加者も増加している。	①実施予定	
19	地域包括ケア推進課	生活支援体制の整備と総合事業の充実	▶各地域包括支援センターに第2層生活支援コーディネーターを配置し、地域課題の抽出や社会資源を把握できるよう機能を強化し、生活支援コーディネーターと地域活動の担い手や住民、関係者との信頼関係構築を図る。 ▶地域のニーズを踏まえ総合事業を充実することを通じて、多様な主体による生活支援の提供体制を構築	第42条(市民自治に関する自治体の役割)	市民								○	【協働】事業の企画・実施過程における協働	現在実施している高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実、強化及び高齢者の社会参加の推進を引き続き進める。	①実施予定	
20	地域包括ケア推進課	認知症施策の推進	▶認知症に対する正しい理解を促進するため、啓発活動を継続的に実施 ▶脳の若返り教室などの認知症予防事業の展開 ▶認知症地域支援推進員をすべての地域包括支援センターに配置(R3年度～) ▶地域ケア会議による多職種での課題検討 ▶通いの場や認知症カフェ、本人ミーティング等、当事者の社会参加・意思決定支援の取組 ▶認知症支援隊など、新たな担い手確保の取組・医療と介護の連携強化による認知症の人への切れ目のない支援 ▶奈良県若年性認知症相談支援センターと連携した若年認知症の人の支援・家族介護者の負担軽減のための支援	第42条(市民自治に関する自治体の役割)	医療・介護関係者・市民・学校・民間企業					○		○	○	【協働】事業の企画・実施過程における協働	9月の認知症月間では認知症地域支援推進員と協働し、企業を巻き込んで幅広い世代に周知した。本人ミーティングは毎月5名程の参加があり、本人の新たな居場所として定着しつつあるが、本人の声をどう拾い上げ施策に反映していくのが課題である。	①実施予定	
21	福祉政策課	重層的支援体制整備事業(かさねるいこま)	事業所や市民団体と連携し、あらゆる支援に対応できる包括支援体制の構築 ・相談支援・参加支援・地域づくりを一体的に実施する ・専門職を配置し、地域住民とともに参加支援・訪問支援を行う仕組みと伴走支援の体制を構築する ・現在「はざま」となっているひきこもり支援として、相談支援・居場所づくり・地域のネットワークづくりを行う支援ステーションとして一体的に整備する。 ▶わがごとカイギ	第41条(市民自治に関する市民の役割)	有限責任事業組合 まちごと総合研究所、自治会				○	○				【協働】事業の企画・実施過程における協働	わがごとカイギを実施する自治会を見つけること	①実施予定	
22	観光振興室	地域交通連携観光活性化事業	▶二次交通の発展による渋滞の抑制と、公共交通機関の維持、また観光における宣伝や相乗効果での協力を目的として、公共交通機関と連携したイベント、公共交通機関を使つての観光ルートの促進を行う。 ▶公共交通機関と連携したイベントの実施 ▶公共交通機関を使つた周遊ルートの作成	第52条(広域連携)	近畿日本鉄道(株) 東大阪市	○				○				【協働】事業の企画・実施過程における協働	相互協力によりお互いの事業の周知、誘客につながった。継続的に取り組めるような体制づくりが課題。	②実施しない	R5実施の近畿日本鉄道のエリアキャンペーンに合わせた協働事業であったため
23	農林課 障がい福祉課	農福連携等の促進	福祉事業者による農地利用の拡大を図り、障がいの職域拡大、工賃向上、生きがいづくりの場を確保できるよう福祉事業者等と協議を行う。また、将来的な営農者の人手不足解消に向けて障がい者やフリースクール生等の就農につながるよう、関係団体との連携を促進する。 今後の取組としては、授産施設で加工された6次産業品の販売、利用促進支援等について検討していく。	第52条(広域連携)	社会福祉法人 いこま福祉会かざぐるま			○						【協働】事業の企画・実施過程における協働	毎年実施する「生駒市農業祭」での出店依頼を行っている。	①実施予定	
24	SDGs推進課	いこま市民パワーによる電力事業を切り口としたまちづくり	生駒市が過半数を出資して設立した「いこま市民パワー株式会社」と連携し、電力事業を核とした再生可能エネルギーの普及拡大、エネルギーの地産地消、収益を活用したコミュニティサービスによる生活利便性の向上、地域課題の解決を図る。	第18条(まちづくり参画における市の責務)	事業者、市民団体			○		○				【協働】事業の企画・実施過程における協働	・いこま市民パワー株式会社と連携し、電力事業において一般家庭からの卒FIT電力調達を継続された。 ・コミュニティサービスとして、自治会の環境活動を支援するエコタウンまちづくり応援補助事業が継続された。 ・新たなコミュニティサービスの創出のため、ワークショップを開催された。	①実施予定	
25	住宅課	中古住宅の流通・活用促進事業	本市では、全世帯の約7割が戸建て住宅に居住している。新たな開発地の減少や全国的な人口減少の流れを受け、空き家を含めた中古住宅を上手く流通・活用させることが重要となる。 このことから、市内の住宅流通に関する実態を踏まえたうえで、事業者等と連携し、中古住宅の魅力や可能性を伝える事例発信から売却・賃貸の支援まで、中古住宅の流通・活用につながる取組を実施する。	第5条(参画と協働の原則)	専門家団体 学識経験者 NPO法人 空き家所有者		○			○				【協働】事業の企画・実施過程における協働	いこま空き家流通促進プラットフォーム:取扱い空き家24件・成約10件 空き家セミナー・相談会:6月・2月で計2回ずつ開催 DIY体験教室:2月に1回開催	①実施予定	

No.	担当課	事業名	事業概要	自治基本条例該当条文	協働のパートナー名	①行政(県・他市町村等)	②NPO法人	③法人外NPO(市民活動団体等)	④地縁組織(自治会、老人会、PTA等)	⑤企業・大学等	⑥社団財団系	⑦複合体(実行委員会、ネットワーク組織等)	⑧個人のボランティア(①～⑦に属さないもの等)	協働の形態	協働における課題・評価等	令和6年度の実施(予定)	令和6年度に実施しない理由
26	住宅課	マンションの管理適正化推進・賃貸共同住宅の流通促進事業	本市では、全世帯の約14%が分譲マンションに居住している。多くのマンションでは、管理組合が主体となり、管理規約に基づくマンション運営や定期的な修繕工事等を行っている。一方で、全国的に、築40年を超える高経年マンションが増加し、老朽化や管理組合の担い手不足が叫ばれており、令和2年に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」(マンション管理適正化法)が改正されたところである。本市においても、今後10年・20年で築40年超の高経年マンションが急増することから、マンション管理適正化法に基づき、計画の策定や管理計画の認定、管理水準の向上等につながる取組を実施する。また、賃貸共同住宅においては、新婚世帯等の転入の受け皿になっていることから、重点的に流通を促進する。	第5条(参画と協働の原則)	法人					○				【協働】事業の企画・実施過程における協働	転入の受け皿となる良質な賃貸共同住宅を充実させるため、不動産業者や賃貸マンションオーナーにヒアリングし、課題やニーズを把握した。ヒアリング件数:不動産事業者2件・賃貸マンションオーナー2件	①実施予定	
27	デジタルイノベーション推進課	協創による市民参加型スマートシティを実現するための基盤整備	スマートシティ構想における理念である協創や市民中心主義を実現するため、市民ひとりひとりのWell-being向上に向け、デジタル田園都市国家構想交付金TYPE2/3で必須要件となる、地域における幸福度の指標であるLWC指標(Liveable Well-being City指標)を活用することにより、これまで市民実感調査の質問項目では捕捉しきれなかった潜在的なニーズや個人の主観的な課題を定量的に分析し、政策関連携や本市に関わる全ての人や組織との協働の好循環の構築を目指す。また、市の各種施策と連携しながら、オンラインプラットフォームを活用することで、市民等の対話を促し、新たな市民団体や企業による活動を醸成し、自律的な市民によるプロジェクトを創出する。	第29条(広聴対応)	市民							○		【協働】事業の企画・実施過程における協働	オンラインプラットフォーム上において、さらなる市民同士の対話の活性化に向け、参画の機会を多く作っていくことが必要である。	①実施予定	
28	生涯学習課	家庭教育支援チーム「たけのこ」による取組	核家族化や地域内のつながりの希薄化等により、保護者が子育ての悩みや不安を誰にも相談できず孤立してしまうなど、家庭教育が困難な現状がある。そこで、子育て経験豊富な市民、元教員や元PTA役員をはじめ、様々な子育て支援に関わる人々が集まって「家庭教育支援チーム」を結成し、地域や学校等と連携して親子で参加できるイベントや子育て相談の場づくりなどの事業を行い、保護者の子育てへの不安解消を図るとともに地域内のつながりづくりを通して「地域の大人はみんな親」と言えるような地域社会の実現をめざす。	第40条(市民自治の定義)	市民							○		【協働】共催、実行委員会、協議会による協働	市民の有志で構成する「家庭教育支援チーム(たけのこ)」が主体となり、南コミュニティセンター及び、生駒台小学校で、子育て世代の親の学びの場としてのイベントを実施した。また、家庭教育に関する情報として「たけのこ通信」を発信した。今後もチームメンバーの強みやスキルを活かしながら市内各地域でたけのこの活動を浸透させ、家庭教育の普及に努めていきたい。	①実施予定	
29	地域包括ケア推進課	高齢者虐待防止の推進	▶高齢者虐待防止に関する市民向け啓発 ▶高齢者虐待の防止及び養護者支援に関する研修(成年後見人制度研修や高齢者虐待対応マニュアルに係る研修)による対応力向上 ▶高齢者虐待に関する事例検討会	第6条(人権の尊重)	医療・介護関係者							○		【協働】共催、実行委員会、協議会による協働	事業所向け高齢者虐待研修3回、成年後見制度の普及啓発研修1回、事例検討会1回実施している。	①実施予定	
30	地域共生サミット推進室	地域共生社会推進全国サミットinいこま	令和6年10月に本市で「地域共生社会推進全国サミット」を開催する(2日間)。サミットでは、好事例の発信や有識者による講演等を通じて、「支える側」「支えられる側」という関係や分野を超えて多様な人がつながり支え合う「地域共生社会」について理解を深め、行政・市民・事業者・専門職のそれぞれの立場からできることを考える機会を創出することで、「地域共生社会」の実現に向けた実践の普及を進める。	第7条(まちづくり参画の権利)	地域共生社会推進全国サミットinいこま実行委員会	○		○	○	○	○	○		【協働】共催、実行委員会、協議会による協働	令和5年度については、サミットプレイベントを開催し、地域共生社会の重要性や面白さについて理解を深めた。令和6年度のサミットでは、住民・事業者・専門職など多様な人がつながり合うために必要なことやそれぞれの立場からできることを考える機会とする。	①実施予定	
31	生涯学習課	「音楽のまち生駒」推進事業	公募提案型の「市民みんなで創る音楽祭」や市民吹奏楽団を中心とした吹奏楽事業等により、市民との協働で「音楽のまち生駒」を推進し、音楽文化の担い手の拡大や、文化芸術を通じた本市の魅力向上を図る。	第5条(参画と協働の原則)	市民			○				○		【協働】委託契約に基づく協働	平成28年度に開始した当事業は毎年多数の参画者を記録する等事業が拡大し「音楽のまち生駒」の象徴的な事業の一つとして市民に認知されている一方で、新しい団体の応募の割合が少ないことが課題。	①実施予定	
32	スポーツ振興課	地域スポーツ推進事業	▶学校部活動の地域移行を見据え、新たな地域クラブを推進するため、学校関係部局や中学校現場等と連携し、事業推進の運営団体(市新たな地域クラブ活動推進協議会)の運営とコーディネーターの配置を行うとともに、市スポーツ協会や市内総合型地域スポーツクラブなどの地域クラブ実施団体の体制強化を図る。また、国や県の方針である令和7年度末までの休日の学校部活動の地域移行を目指すため、専門的な技術を持った指導者の育成や確保など、新たな地域クラブの更なる充実を図る。 ▶新たな地域クラブ活動の推進に合わせ、学校体育施設開放事業運用ルールの見直しや有料化の検討を行う。 ▶多くの市民が参加しやすいスポーツイベントとして「いこまスポーツの日」を開催し、スポーツを始めるきっかけとすることや、市内総合型地域スポーツクラブやスポーツ施設指定管理者の事業を紹介することで、市民の継続的なスポーツ活動に繋げる。 ▶障がいのある人が、障がいの種別や程度に関らず、スポーツに親しみ楽しむことができるよう、スポーツ施設の開放事業や障がい児を対象とした「体づくり運動プログラム」を実施する。	第14条(協働のまちづくりにおける市の役割)	一般財団法人生駒市スポーツ協会、市内体育施設指定管理者、新たな地域クラブ活動推進協議会、市内小中学校、生駒市スポーツ推進委員、市内総合型地域スポーツクラブ、事業者					○	○	○		【協働】委託契約に基づく協働	地域の受け皿組織として、現在活動中の学校部活動や新たな地域クラブ活動の委託運営を担っていただいた。教員の意向等を聞き取りながら、現在活動中の部活動の移行数を大幅に増加させていく必要がある。いこまスポーツの日では、バルサアカデミー奈良校によるサッカー教室、リレーマラソンやeスポーツ大会等を実施した。スポーツ施設の開放事業や体づくり運動プログラムでは、市内障がい児・障がい者を対象として事業を開催した。内容や開催時期等について、今後も市内生活支援センター等の障がい者関係団体と連携して検討していく必要がある。	①実施予定	
33	地域包括ケア推進課	訪問型サービスA事業の推進	介護人材不足が予想される中、介護のプロ以外で担うことができる、身体介護が不要で生活援助サービス(掃除、洗濯、買い物、調理等)の従事者を養成し、事業の拡充を図る(民間事業者に委託)。	第42条(市民自治に関する自治体の役割)	市民、介護関係者、生駒市社会福祉協議会						○			【協働】委託契約に基づく協働	R6.7月～訪問型サービスA事業(委託型)を実施している。	①実施予定	

No.	担当課	事業名	事業概要	自治基本条例該当条文	協働のパートナー名	①行政(県・他市町村等)	②NPO法人	③法人外NPO(市民活動団体等)	④地縁組織(自治会、老人会、PTA等)	⑤企業・大学等	⑥社団財団系	⑦複合体(実行委員会、ネットワーク組織等)	⑧個人のボランティア(①～⑦に属さないもの等)	協働の形態	協働における課題・評価等	令和6年度の実施(予定)	令和6年度に実施しない理由
34	福祉政策課	高齢者を支える地域の体制づくり	高齢者を支える体制づくりを行うため、地域住民や事業者等と協働し、助け合い、支え合いの仕組みづくりを行う。また緊急時に対応できるよう、地域や関係機関との連携により支援体制の整備を進める。 ▶緊急通報システム ▶災害時要援護者避難支援事業 ▶ひとり暮らし高齢者調査 ▶食の自立支援事業(配食) ▶救急情報キット配布事業 ▶高齢者等見守り協力事業者登録制度 ▶くらしのあんしん配布事業	第41条(市民自治に関する市民の役割)	▶緊急通報システム(ALSOK・大阪ガスセキュリティサービス、近隣住民) ▶災害時要援護者避難支援事業(自治会) ▶ひとり暮らし高齢者調査(民生・児童委員) ▶食の自立支援事業(配食)(延寿・長命荘) ▶救急情報キット配布事業(市社協・民生児童委員) ▶高齢者等見守り協力事業者登録制度(配食事業者等) ▶くらしのあんしん配布事業(民生児童委員、地域包括支援センター、生活支援センター、社会福祉協議会等)				○	○	○		【協働】委託契約に基づく協働	避難支援員のなり手不足、民生児童委員の意識による情報格差等	①実施予定		
35	福祉政策課	生きがいづくりと社会参加の促進	誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進し、地域で支え合う意識の醸成を高め、高齢者の安心・安全が確保できる仕 ▶友愛活動事業	第41条(市民自治に関する市民の役割)	社会福祉協議会、ボランティア							○	【協働】委託契約に基づく協働	活動員の確保	①実施予定		
36	商工観光課	起業家・第2創業創出・育成支援事業	地域で起業しやすい環境づくりのため、事業の構想、ビジネスアイデアの段階から、事業計画、起業準備、起業後の交流・マッチングの場までの起業家ごとの成長ステージに応じた支援を行う。	第18条(まちづくり参画における市の責務)	株式会社SASI	○				○			【協働】委託契約に基づく協働	100名以上が参加し、起業家ごとの成長ステージに応じた支援や参加者同士の交流ができた。講座開催のみでなく、今後卒業生が起業した後のフォローアップが必要。	①実施予定		
37	都市づくり推進課 拠点形成室	生駒駅南口公民連携まちづくり推進事業	生駒駅南口周辺の関係者や本市で構成する「生駒駅南口エリアプラットフォーム」においてとりまとめた「生駒駅南口みらいビジョン」(令和5年5月作成)に基づき、公民連携で生駒駅南口周辺の都市空間再編に向けた取組を推進しながら、同エリアPFの令和9年度の自立自走を目指す。 また、地区計画等の導入による多様で魅力ある都市機能の立地誘導と魅力あるまちなみ空間の形成に加え、歩きたくなる環境の充実(ウォークラブルな空間形成)を図る。	第5条(参画と協働の原則)	株式会社地域未来研究所 株式会社地域計画建築研究所 生駒駅南口エリアプラットフォーム			○		○			【協働】委託契約に基づく協働	滞留空間の仮設や歩車分離などの社会実験を実施。並行して地域住民の意見の聞き取りを実施し、当該エリアの整備方針を検討するための基礎データが得られた。一方で、行政主体のまちづくり体制が未だ色濃く、民との連携に一層磨きをかけていく必要がある。	①実施予定		
38	教育指導課・教育政策室	「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を目指す授業改善の支援	「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を目指す授業改善の支援として、希望する教職員を対象に、継続的な伴走型研修や助言を受けられる機会を提供する。また、オンラインプラットフォーム上で、学校間を越えて、教職員同士が学び合える場を提供する。	第50条(他自治体住民との連携)	市内教職員・市外の教職員					○			【協働】その他	オンライン環境をメインに本市の教職員だけでなく、他市の教職員も学びあう場に参加し、先進的に取り組まれている講師の指導を受けながら研修を積んでいる。	①実施予定		
39	教育指導課	部活動指導員の配置	部活動の地域移行に向けて、週末における部活動を指導する指導員を配置する。	第14条(協働のまちづくりにおける市の役割)	市民・市外の人々							○	【協働】その他	本市の部活動における人材不足(指導者数不足及び指導スキル不足)に対応すべく指導者を雇用することができている。この先の地域クラブへの移行に向けた準備が課題となる。	①実施予定		
40	介護保険課	介護に関する入門的研修	全国的な課題でもある「介護人材確保」の一環として、令和3年度から開始した研修で、市民を対象とし、介護事業所への就労のきっかけづくりと、家族介護の手法を学んでいただくことを目的としている。修了者には訪問サービスAの修了書を授与。今後、特に人材不足が予測される「訪問サービス」のうち、家事援助(当研修修了者は従事可能)などの人材を増やすことにより、本来のヘルパー業務の負担を軽減することができること、また、地域でボランティアに携わる参加者も多く、地域共生社会の実現へも寄与できるものとする。(3日間・計21時間)	第9条(まちづくり参画における市民の責務)	市民等							○	【協働】その他	市民等を対象として、介護人材不足解消や家族介護者支援のため、介護初心者向けの研修を実施した。37名が参加し、34名が全過程を修了された。その後、市内事業所で就労された方もおられ、介護人材の確保に効果があった。	①実施予定		